

私有道路内の公共下水道布設工事申請に関する様式の記入方法

はじめに

私有道路内の公共下水道布設工事を申請する際には、福島市私有道路内公共下水道布設要綱及び以下の内容を一通り確認してください。

1. 私有道路内公共下水道布設工事申請書(様式第1号)

私有道路沿線の公共下水道布設希望者の中から、申請者(代表)を決めていただきます。

- ・申請者(代表)の住所・氏名・電話番号を自署にて記入してください。
- ・私有道路住所番の欄に私有道路の住所番を全て記入してください。

2. 私有道路位置図(様式第2号)

私有道路の土地の形状・希望者宅地の位置を確認します。

- ・公道・私有道路・宅地の形状を描き入れてください。

※住宅地図を添付する場合、この様式は必要ありません。

3. 私有道路内公共下水道布設希望者名簿(様式第3号)

私有道路沿線の公共下水道布設希望者を確認します。(沿線の土地所有者全員の承諾が必要です)

- ・公共下水道布設希望者全員(1戸について1名)の住所・氏名をそれぞれ自署にて記入してください。
- ・土地所有者と権利者(地上権者、永小作権者、使用借主又は賃借人)が異なる場合は、それぞれ自署にて記入してください。

4. 私有道路内公共下水道布設承諾書(様式第4号)

私有道路内に公共下水道を布設し、工事完成後に上下水道局で維持管理を行うことを承諾していただきます。

- ・私有道路所有者全員の住所・氏名を記入し、承諾印(実印)を捺印してください。また、印鑑登録証明書を添付してください。

5. 添付書類

私有道路部分の公図、土地要約書:私有道路部分の土地の形状、土地の権利関係を確認するための書類です。法務局で発行しています。

印鑑登録証明書:私有道路内公共下水道布設承諾書の承諾印の確認のため必要になります。市役所本庁市民課及び各支所で発行しています。

※申請書及び添付書類が用意できたら、本庁の下水道整備課計画係までご持参ください。

また、不明な点がありましたら、お問い合わせください。

※提出・問い合わせは支所では受け付けておりません。ご了承ください。

お問合せ先:福島市五老内町3番1号
福島市上下水道局 下水道整備課 計画係

TEL(直通)024-525-3769

私有道路内公共下水道布設工事申請書

年 月 日

福島市上下水道事業管理者

申請者(代表)

住所
氏名
電話番号

(自署にて記入をお願いいたします)

以下の私有道路に公共下水道布設を希望するため、福島市私有道路内公共下水道布設要綱第5条に基づき、関係書類を添えて申請します。

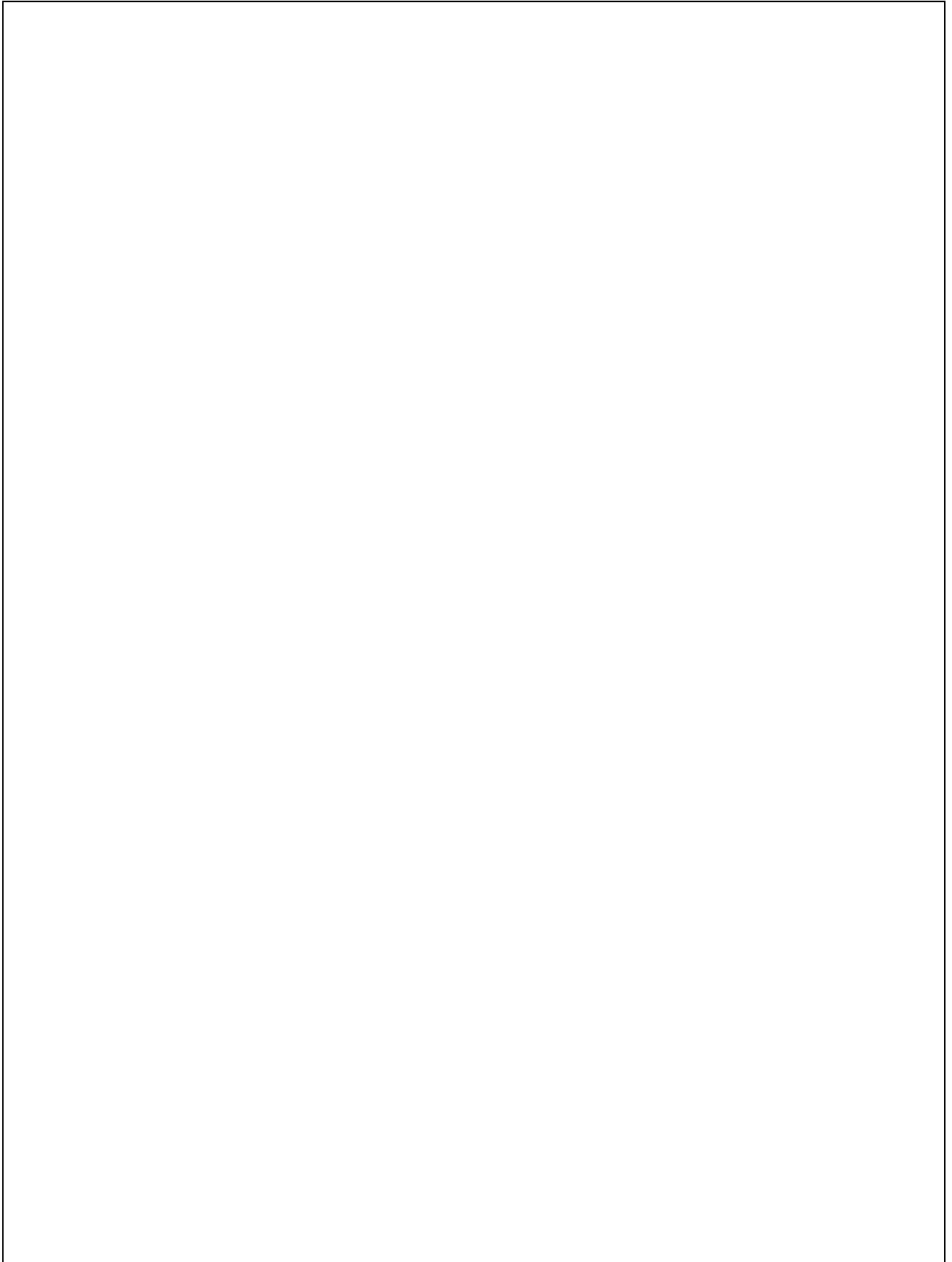
なお、本申請が適合と認められた場合には、別紙私有道路内公共下水道布設希望者名簿に署名している希望者は、工事完成後、直ちに排水設備の設置及び汲み取り便所の水洗化工事を施工し、公共下水道へ接続します。

私有道路の所在地	福島市
----------	-----

(注)太枠内のみ記入してください。

受付印

私有道路位置図



(注)1. 様式第3号の希望者を記入してください。

2. 住宅地図のコピーを添付する場合は本様式に記入する必要はありません。

私有道路内公共下水道布設承諾書

年 月 日

福島市上下水道事業管理者

- ・以下の私有道路に公共下水道の布設及び布設後の公共下水道の維持管理のため、上下水道局(以下「局」という。)及び局の命を受けた者が立ち入ることを承諾します。
- ・布設後の公共下水道の維持管理は局が行うこととし、私有道路の路面の維持管理については、私有道路の所有者又は管理者が行います。
- ・公共下水道布設にかかる土地の使用料は無償とし、使用期間は局が公共下水道を廃止するまでの間とします。
- ・以下の私有道路に権利の変動があるときは、譲受人等に承諾内容を承継させ、あらたな承諾書を局へ提出します。
- ・本件についての異議申し立て及び無許可による当該公共下水道の構造変更、撤去等の行為は、将来にわたり行いません。

私有道路の所有者			私有道路の 所在(住所地番)
住 所	氏 名	承諾印 (実印)	

- (注)1. 私有道路所有者全員の承諾が必要です。
2. 承諾印は、実印を使用し、印鑑登録証明書をつけてください。
3. 太枠内を記入してください。